

ID: 99

担当部署: 健幸いきいき部 介護保険課

処分の概要	利用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	東大和市高齢者在宅サービスセンター条例 第10条		
例規番号	平成12年条例第34号		
<p>【基準】</p> <p>第10条及び東大和市暴力団排除条例第8条の規定による。</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限することができる。</p> <p>(1) 利用者の利用が事業の目的に反したとき。</p> <p>(2) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により、事業を行うことができなくなったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めて市長の承認を得たとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用の承認(以下「承認」という。)をすることにより、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該承認について定める他の条例(これに基づく規則その他の規程を含む。)の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 100

担当部署: 健幸いきいき部 介護保険課

処分の概要	指定管理者の指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市高齢者在宅サービスセンター条例 第17条第1項		
例 規 番 号	平成12年条例第34号		
【基準】			
第17条の規定による。 (指定の取消し等)			
第17条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第13条第4項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。			
(1) 管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。			
(2) 第13条第3項各号のいずれかに該当したとき、又は同条第4項に規定する基準を満たさなくなったとき。			
(3) 第15条に規定する管理の基準を遵守しないとき。			
(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。			
2 市長は、前項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 114

担当部署: 健幸いきいき部 介護保険課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市介護保険条例 第7条第1項		
例規番号	平成12年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第7条 第1号被保険者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該保険料の額（当該保険料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏（じゆん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 117

担当部署: 健幸いきいき部 介護保険課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	東大和市介護保険条例 第12条から第15条まで		
例規番号	平成12年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第12条から第16条までの規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第12条 市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し10万円以下の過料に処する。</p> <p>第13条 市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料に処する。</p> <p>第14条 市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し10万円以下の過料に処する。</p> <p>第15条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第16条 第12条から前条までに規定する過料の額は、情状により市長が定める。</p> <p>2 第12条から前条までに規定する過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発する日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 119

担当部署: 健幸いきいき部 介護保険課

処分の概要	基準該当居宅サービス等事業者の登録の取消し		
例規名 根拠条項	東大和市介護保険基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録等に関する規則 第13条		
例規番号	平成12年規則第50号		
【基準】	<p>第13条の規定による。</p> <p>(基準該当居宅サービス等事業者の登録の取消し)</p> <p>第13条 市は、基準該当居宅サービス等事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条第1項の登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 基準該当居宅サービス等事業者が、居宅サービス基準条例等に規定する基準該当居宅サービス等に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(2) 特例居宅介護サービス費等の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(3) 基準該当居宅サービス等事業者が、前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) 基準該当居宅サービス等事業者又は基準該当居宅サービス等事業所の従業者が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、基準該当居宅サービス等事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当居宅サービス等事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(5) 基準該当居宅サービス等事業者が、不正の手段により第2条第1項の登録を受けたとき。</p> <p>(6) 基準該当居宅サービス等事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている者であるとき。</p>		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 120

担当部署: 健幸いきいき部 介護保険課

処分の概要	基準該当居宅介護支援等事業者の登録の取消し		
例規名 根拠条項	東大和市介護保険基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録等に関する規則 第14条		
例規番号	平成12年規則第50号		
【基準】			
第14条の規定による。 (基準該当居宅介護支援等事業者の登録の取消し)			
第14条 市は、基準該当居宅介護支援等事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条第2項の登録を取り消すことができる。			
(1) 基準該当居宅介護支援等事業者が、居宅介護支援基準条例等に規定する基準該当居宅介護支援等に関する基準を満たすことができなくなったとき。			
(2) 特例居宅介護サービス計画費等の請求に関し不正があったとき。			
(3) 基準該当居宅介護支援等事業者が、第12条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。			
(4) 基準該当居宅介護支援等事業者又は基準該当居宅介護支援等事業所の従業者が、第12条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、基準該当居宅介護支援等事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当居宅介護支援等事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。			
(5) 基準該当居宅介護支援等事業者が、不正の手段により第2条第2項の登録を受けたとき。			
(6) 基準該当居宅介護支援等事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている者であるとき。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日